

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大志連区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民による自主的な生活・文化・スポーツ・学習・福祉の諸活動間の連携と課題解決を促して、豊かで住みやすく、安全で誰もが安心して暮らせ、住み続けたいと思える地域にすることを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する団体を支援する。

- (1) 地域住民の福祉に寄与する事業
- (2) 交通安全、防犯に関する事業
- (3) 公民館活動及び生涯学習に関する事業
- (4) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (5) 高齢者及び障がい者福祉に関する事業
- (6) 環境に関する事業
- (7) 防災訓練及び防災に関する事業

2 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施することができる。

- (1) 地域の特性を活かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 広報に関する事業
- (3) その他、地域の発展に寄与する事業

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、大志公民館に置く。

第2章 組織

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及びその経験者等並びに個人での参加者で組織する。

2 協議会の趣旨に賛同する事業所、民間非営利活動組織、その他任意団体は、役員会の承認を得て、前項の構成団体とする。また、個人で同様に協議会の趣旨に賛同する者も、役員会の承認を得たうえで、協議会活動に参加することができる。

(役員等)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 部会長 3名
- (5) 書記 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 事務局長 1名

2 会長は、総会において選任する。

3 第1項第2号から第7号に掲げる役員は会長が指名し、総会で承認する。

4 会長は、監事を2名指名し、総会で承認する。なお、監事は第1項で示す役員を兼ねることができない。

5 必要に応じ、役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

6 事務局長は会長の承認を得て、事務局員を置くことができる。

(役員等の職務)

第7条 役員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、互選により選ばれたものがその職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の業務及び審議に参画する。
- (4) 部会長は、担当部会の運営に当たり、かつ事務局に加わる。
- (5) 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。
- (6) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (7) 事務局長は事務局を運営し、協議会運営の支援、市との調整を行う。
- (8) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、会長に選任された期間が通じて4年である者に限り、再任することができない。

3 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまで、その職務を行わなければならない。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

(総会)

第10条 総会は、協議会の最高議決機関であって、役員及びその他別に定める協議会部会員名簿の部会員（以下、「部会員」という。）をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。総会は、会長が招集し、議長をつとめるものとする。

2 総会は、次の事項を行う。

- (1) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
- (2) 協議会の会長、副会長、理事、部会長、書記、会計、事務局長及び監事を承認すること。
- (3) 協議会の事業計画及び予算を審議し決定すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関し、審査し決定すること。
- (5) その他協議会に関する重要事項に関し、審議し決定すること。

(役員会)

第11条 役員会は、常設の議決機関で、役員をもって構成し、会長が招集し、議長を務めるものとする。

2 役員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業報告及び決算を審議し、事業計画、予算及び、部会から示された今後の連区運営に関する提案や、役員会で確認すべき連区の今後の課題などを協議すること。
- (2) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

(部会)

第12条 部会は、地域活性部会、福祉部会、広報部会の3つの部会とし、必要に応じて部会長が招集する。

2 各部会は、次に掲げる目的を遂行するための活動を行う。

地域活性部会 地域を活性化する自主的な諸活動間の連携と課題解決を促す。

福祉部会 地域の福祉活動間の連携と課題解決を促す。

広報部会 地域情報の収集や発信による地域づくり支援を行う。

(定足数等)

第13条 会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、会議の長がこれを決する。

2 会議に出席できない構成員は、他の構成員にその権限の行使を委任することが

できる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。

第4章 会計

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、地域づくり協議会交付金、その他の収入をもって充てる。

(帳簿の整備)

第15条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 大志連区の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

第16条 監事は、事業終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1 この会則は、平成28年12月14日から施行する。

2 協議会の設立総会において選任及び承認された役員については、この会則の定めるところにより選任及び承認された役員とみなし、その任期は、平成31年3月31日までとする。

別表（第5条関係）

一宮市社会福祉協議会大志支会	大志連区老人クラブ連合会
大志連区町会長会	大志連区女性の会
一宮市防犯協会大志支部	大志連区児童育成協議会
大志連区交通安全会	大志連区保護司会
大志連区自主防災会連絡協議会	大志小学校
大志連区資源回収推進協議会	大志小学校PTA
大志連区廃棄物減量等推進委員会	大志児童館
大志連区学校外活動推進委員会	大志小青空隊
一宮市高齢者の生きがいと健康づくり 推進協議会大志支部	大志少年野球
	大志連区の歴史と文化を知る会
大志公民館	シモホンプロジェクト
大志連区民生児童委員協議会	(下本町活性化協議会)